宮城県公報

発　行
宮　城　県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目８番１号
電話 022(211)2267
(毎週火，金曜日発行)

目　次

規　則　　ページ
○財務規則の一部を改正する規則　（会計課）　一
○入札保証金の免除の特例に関する規則　（　同　）　一
○建設工事執行規則の一部を改正する規則　（契約課）　一
告　示
○出納事務の委任等に関する規程の一部を改正する告示　（会計課）　二
○県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示　（　同　）　二
○平成八年宮城県告示第四百十二号（工事請負契約書及び変更契約書の様式）の一部改正　（契約課）　二

規　則

財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

○宮城県規則第四十五号

財務規則の一部を改正する規則

財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第三号中「寄附金」の下に「（現金で納付されるものを除く。）」を加える。

附　則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

入札保証金の免除の特例に関する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

○宮城県規則第四十六号

入札保証金の免除の特例に関する規則

（趣旨）

第一条　この規則は、県が物品の調達若しくは借受け若しくは役務の調達に係る契約又は電気の供給を受ける契約を締結するために行う一般競争入札又は指名競争入札における入札保証金の免除に関し、財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）の特例を定めるものとする。

（入札保証金の免除の特例）

第二条　契約執行者は、財務規則第九十八条第一項（同規則第百七条において準用する場合を含む。）に規定する場合のほか、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

（この規則の失効）

2　この規則は、平成三十三年三月三十一日限り、その効力を失う。

建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

○宮城県規則第四十七号

建設工事執行規則の一部を改正する規則

建設工事執行規則（昭和三十九年宮城県規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「請負者」を「受注者」に改め、「並びに公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第百二十七号）第十三条第一項に規定する施工体制台帳の写し」を削り、同条第二項中「及び施工体制台帳」を削り、「請負者」を「受注者」に改める。

第二十六条の二、第二十七条第一項、第二十七条の二、第二十八条及び第二十九条第二項中「請負者」を「受注者」に改める。

第二十九条の二第一項中「を超えない範囲内」を「の額（一万円未満の端数があるときは、これを

切り捨てた額）以内の額」に改め、同条第二項中「請負者」を「受注者」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行前に改正前の建設工事執行規則の規定に基づき締結された契約については、なお従前の例による。

告　示

○宮城県告示第三百十三号

出納事務の委任等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

出納事務の委任等に関する規程の一部を改正する告示

出納事務の委任等に関する規程（昭和六十年宮城県告示第三百五十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三の項中「副所長」の下に「、農業大学校の出納事務を担当する副校長」を加える。

附　則

この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。

○宮城県告示第三百十四号

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程（昭和三十九年宮城県告示第百九十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第三号の表中

「

中央三井信託銀行株式会社	東京都港区芝三丁目三十三番一号	県内に所在するすべての店舗

」を

住友信託銀行株式会社	大阪市中央区北浜四丁目五番三十三号	県内に所在するすべての店舗

」

「

三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目四番一号	県内に所在するすべての店舗

」に改める。

附　則

この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。

○宮城県告示第三百十五号

平成八年宮城県告示第四百十二号（工事請負契約書及び変更契約書の様式）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十四年三月三十日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

様式第一号中「請負者」を「受注者」に、「当事者」を「発注者及び受注者が」に改める。

様式第一号の第一条第一項中「(以下「甲」という。)」を削り、「請負者」を「受注者」に改め、(以下「乙」という。)」を削り、同条第二項中「乙」を「受注者」に、「甲」を「発注者」に改め、同条第三項及び第四項中「乙」を「受注者」に改め、同条第六項及び第八項中「甲乙間」を「発注者と受注者との間」に改め、同条第十二項中「乙」を「受注者」に、「甲」を「発注者」に改める。

様式第一号の第二条中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に、「第三者の行う」を「当該第三者の行う」に改める。

様式第一号の第三条を次のように改める。

（着手届等）

第３条　受注者は，この契約締結後10日以内に設計図書等に基づいて，着手届及び工程表を発注者に提出しなければならない。

2　工程表は，発注者及び受注者を拘束するものではない。

様式第一号の第四条第一項中「乙」を「受注者」に、「甲」を「発注者」に改め、同項第三号中「保証事業会社」の次に「以下「保証事業会社」という。)」に改め、同条第三項中「乙」を「受注者」に改め、同条第四項中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改める。

様式第一号の第五条第一項中「乙」を「受注者」に、「甲」を「発注者」に改め、同条第二項中「乙」を「受注者」に、「甲」を「発注者」に改める。

様式第一号の第六条第一項及び第二項中「乙」を「受注者」に改め、同条第三項中「乙」を「受注

者」に，「甲」を「発注者」に改める。

様式第１号の第七条中「乙」を「受注者」に，「甲」を「発注者」に改める。

様式第１号の第八条中「乙」を「受注者」に，「甲」を「発注者」に改める。

様式第１号の第九条第１項中「甲」を「発注者」に，「乙」を「受注者」に改め，同条第２項中「甲」を「発注者」に改め，同項第１号中「契約」を「この契約」に「乙」を「受注者」に改め，同項第２号中「乙」を「受注者」に改め，同条第３項中「甲」を「発注者」に，「乙」を「受注者」に改め，同条第五項中「甲」を「発注者」に改める。

様式第１号の第十条第１項中「乙」を「受注者」に，「甲」を「発注者」に改め，同条第２項中「乙」を「受注者」に改め，同条第四項を第五項とし，同条第３項中「乙」を「受注者」に，「前項」を「第２項」に，「甲」を「発注者」に改め，　同項を第四項とし，同条第２項の次に次の１項を加える。

３　発注者は，前項の規定にかかわらず，現場代理人の工事現場における運営，取締り及び権限の行使に支障がなく，かつ，発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には，現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

様式第１号の第十一条中「乙」を「受注者」に，「契約」を「この契約」に，「甲」を「発注者」に改める。

様式第１号の第十二条第１項中「甲」を「発注者」に，「あっては」を「あっては，」に，「乙」を「受注者」に改め，同条第２項中「甲」を「発注者」に，「乙」を「受注者」に改め，同条第３項中「乙」を「受注者」に，「甲」を「発注者」に改め，同条第四項中「乙」を「受注者」に，「甲」を「発注者」に改め，同条第五項中「甲」を「発注者」に，「乙」を「受注者」に改める。

様式第１号の第十三条第２項中「乙」を「受注者」に，「本条」を「この条」に，「，検査」を「，当該検査」に改め，同条第３項及び第四項中「乙」を「受注者」に改め，同条第五項中「乙」を「受注者」に，「検査」を「第２項の検査」に改める。

様式第１号の第十四条第１項及び第２項中「乙」を「受注者」に改め，同条第３項中「乙」を「受注者」に，「甲」を「発注者」に，「当該記録」を「当該見本又は工事写真等の記録」に改め，同条第四項から第六項までの規定中「乙」を「受注者」に改める。

様式第１号の第十五条第１項中「甲」を「発注者」に，「乙」を「受注者」に改め，同条第２項中「乙」を「受注者」に，「甲」を「発注者」に改め，同条第３項中「乙」を「受注者」に，「甲」を「発注者」に改め，同条第四項中「乙」を「受注者」に，「甲」を「発注者」に改め，同条第五項中「甲」を「発注者」に，「乙」を「受注者」に改め，同条第六項中「甲」を「発注者」に改め，同条第七項中「甲」を「発注者」に，「乙」を「受注者」に改め，同条第八項中「乙」を「受注者」に改め，同条第九項中「乙」を「受注者」に，「甲」を「発注者」に改め，同条第十項中「乙」を「受注者」に，「甲」を「発注者」に改め，同条第十１項中「乙」を「受注者」に改める。

様式第１号の第十六条第１項中「甲」を「発注者」に，「乙」を「受注者」に改め，同条第２項中「乙」を「受注者」に改め，同条第３項中「乙」を「受注者」に，「甲」を「発注者」に改め，同条第四項中「乙」を「受注者」に，「取り片付け」を「取片付け」に，「甲」を「発注者」に改め，同条第五項中「乙」を「受注者」に，「甲」を「発注者」に改める。

様式第１号の第十七条第１項中「乙」を「受注者」に，「甲」を「発注者」に，「責」を「責め」に改め，同条第２項から第四項までの規定中「乙」を「受注者」に改める。

様式第１号の第十八条第１項中「乙」を「受注者」に改め，同条第２項中「前項各号」を「同項各号」に，「乙」を「受注者」に改め，同条第３項中「甲」を「発注者」に，「乙」を「受注者」に改め，同条四項第１号及び第２号中「甲」を「発注者」に改め，同項第３号中「甲乙協議」を「発注者と受注者とが協議」に，「甲」を「発注者」に改め，同条第五項中「甲」を「発注者」に，「乙」を「受注者」に改める。

様式第１号の第十九条第１項中「甲」を「発注者」に，「乙」を「受注者」に改める。

様式第１号の第二十条第１項中「乙」を「受注者」に，「責」を「責め」に，「甲」を「発注者」に改め，同条第２項中「甲」を「発注者」に，「乙」を「受注者」に改め，同条第３項中「甲」を「発注者」に，「乙」を「受注者」に改める。

様式第１号の第二十１条の見出し中「乙」を「受注者」に改め，同条中「乙」を「受注者」に，「責」を「責め」に，「甲」を「発注者」に改め，同条に次の１項を加える。

２　発注者は，前項の規定による請求があった場合において，必要があると認められるときは，工期を延長しなければならない。この場合において，その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由によるときは，発注者は，請負代金額について必要と認められる変更を行い，又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

様式第１号の第二十２条の見出し中「甲」を「発注者」に改め，同条第１項中「甲」を「発注者」に，「乙」を「受注者」に改め，同条第２項中「甲」を「発注者」に改め，「あるときは」の次に「，延長する工期について」を加え，同条第３項中「甲」を「発注者」に，「乙」を「受注者」に改める。

様式第１号の第二十三条第１項中「甲乙協議」を「発注者と受注者とが協議」に，「甲」を「発注者」に，「乙」を「受注者」に改め，同条第２項中「甲」を「発注者」に，「乙」を「受注者」に改める。

様式第１号の第二十四条第１項中「甲乙協議」を「発注者と受注者とが協議」に，「甲」を「発注者」に，「乙」を「受注者」に改め，同条第２項中「甲」を「発注者」に，「乙」を「受注者」に改め，

同条第三項中「乙」を「受注者」に、「甲」を「発注者」に、「甲乙協議」を「発注者と受注者とが協議」に改める。

様式第１号の第二十五条第１項中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改め、同条第二項中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改め、「以下」の次に「この条において」を加え、同条第三項中「甲乙協議」を「発注者と受注者とが協議」に、「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改め、同条第四項中「本条」を「この条」に、「第１項中」を「同項中」に、「とあるのは」を「とあるのは，」に改め、同条第五項中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改め、同条第六項中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改め、同条第七項中「甲乙協議」を「発注者と受注者とが協議」に、「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改め、同条第八項中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改める。

様式第１号の第二十六条第１項から第三項までの規定中「乙」を「受注者」に改め、同条第四項中「乙」を「受注者」に、「甲」を「発注者」に改める。

様式第１号の第二十七条中「乙」を「受注者」に、「甲」を「発注者」に、「責」を「責め」に改める。

様式第１号の第二十八条第１項中「乙」を「受注者」に、「本条」を「この条」に、「甲」を「発注者」に、「責」を「責め」に改め、同条第二項中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改め、同条第三項中「甲乙協力」を「発注者及び受注者は協力」に改める。

様式第１号の第二十九条第１項中「甲乙双方の責に」を「発注者と受注者のいずれの責めにも」に改め、「以下」の次に「この条において」を加え、「乙」を「受注者」に、「甲」を「発注者」に改め、同条第二項中「甲」を「発注者」に、「前項」を「同項」に、「乙」を「受注者」に、「本条において同じ」を「この条において「損害」という」に改め、同条第三項中「乙」を「受注者」に、「甲」を「発注者」に改め、同条第四項中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に、「取り片付け」を「取片付け」に、「以下」を「第６項において」に改め、同条第六項中「取り片付け」を「取片付け」に改める。

様式第１号の第三十条第１項中「甲」を「発注者」に、「第20条まで，第22条」を「第22条まで」に、「第29条」を「前条」に、「甲乙協議」を「発注者と受注者とが協議」に、「乙」を「受注者」に改め同条第二項中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改める。

様式第１号の第三十一条中「甲」を「発注者」に改める。

様式第１号の第三十二条第１項中「乙」を「受注者」に、「甲」を「発注者」に改め、同条第二項中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改め、同条第三項中「乙」を「受注者」に改め同条第四項中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改め、同条第五項中「甲」を「発注者」に、「N」を「受注者」に改め、同条第六項中「乙」を「受注者」に、「甲」を「発注者」に改める。

様式第１号の第三十三条第１項中「乙」を「受注者」に、「前条第２項」の次に「(同条第６項後段の規定により適用される場合を含む。第３項において同じ。)」を加え、同条第二項中「甲」を「発注者」に改め、同条第三項中「甲」を「発注者」に、「責」を「責め」に改め、「以下」の次に「この項において」を加える。

様式第１号の第三十四条第１項中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改め、同条第二項中「甲」を「発注者」に改め、同条第三項中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改める。

様式第１号の第三十五条第１項中「乙」を「受注者」に、「公共工事の前払金保証事業に関する法律第２条第４項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と，」を「保証事業会社と，」に、「公共工事の前払保証事業に関する法律第２条第５項」を「公共工事の前払金保証事業に関する法律第２条第５項」に、「甲」を「発注者」に改め、同条第二項中「乙」を「受注者」に改め、同条第三項中「甲」を「発注者」に改め、同条第四項中「乙」を「受注者」に改め、同条第五項中「乙」を「受注者」に、「に相応する前払金の額」を「の10分の６（調査基準価格を下回る価格で契約を締結する場合にあっては10分の３）」に、「乙」を「受注者」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし，第38条（第41条及び第42条において準用する場合を含む。）の規定による部分払をしようとするときは，この限りではない。

様式第１号の第三十五条第六項中「甲乙協議」を「発注者と受注者とが協議」に、「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改め、同条第七項中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改める。

様式第１号の第三十五条の二第１項中「乙」を「受注者」に、「甲」を「発注者」に、「部分払い」を「部分払」に改め、同条第二項中「乙」を「受注者」に、「甲」を「発注者」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「第４項及び」を削り、「額」」の下に「と，「10分の６」とあるのは「10分の８」と，「10分の３」とあるのは「10分の５」を加え、同項を同条第三項とする。

様式第１号の第三十六条第１項中「乙」を「受注者」に、「前条第４項」を「前条第３項」に、「甲」を「発注者」に改め、同条第二項中「乙」を「受注者」に、「甲」を「発注者」に改め、同条第三項中「乙」を「受注者」に、「甲」を「発注者」に改める。

様式第１号の第三十七条第１項中「乙」を「受注者」に改める。

様式第１号の第三十八条第１項中「乙」を「受注者」に、同条第二項中「乙」を「受注者」に、「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に、「前項」を「同項」に改め、同条第三項中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改め、同条第四項中「乙」を「受注者」に、「甲」を「発注者」に改め、同条第五項中「N」を「受注者」に、「甲」を「発注者」に改め、同条第六項中「甲乙協議」を「発注者と受注者とが協議」に、「甲」を

「発注者」に、「乙」を「受注者」に改める。

様式第１号の第三十九条第１項中「甲」を「発注者」に改め、同条第二項中「甲乙協議」を「発注者と受注者とが協議」に、「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改める。

様式第１号の第四十条第五項中「甲」を「発注者」に改める。

様式第１号の第四十１条の見出し中「前払金」の次に「及び中間前払金」を加え、同条第１項中「前払金」の次に「及び中間前払金」を加え、「第35条の２第４項」を「第35条の２第３項」に、「乙」を「受注者」に、「甲」を「発注者」に改め、同条第二項中「前払金」の次に「及び中間前払金」を加え、「前項の規定による読替え後の」を「同項の規定により準用される」に、「乙」を「受注者」に改め、「前払金」の次に「及び中間前払金」を加え、同条第四項中「前払金」の次に「及び中間前払金」を加える。

様式第１号の第四十二条第１項中「乙」を「受注者」に、「甲」を「発注者」に改める。

様式第１号の第四十三条第１項中「乙」を「受注者」に、「甲」を「発注者」に改め、同条第二項中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改める。

様式第１号の第四十四条第１項中「乙」を「受注者」に、「甲」を「発注者」に改め、同条第二項中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改める。

様式第１号の第四十五条第１項中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改め、同条第二項中「乙」を「受注者」に改め、「場合又は」の次に「この契約が」を加え、「第87条第１項に規定する構造耐力上主要な部分若しくは雨水の浸入を防止する部分について生じた場合」を「第94条第１項に規定する規定する住宅新築請負契約で、その瑕疵（かし）が工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第５条に定める部分の瑕疵（かし）」に、「には」を「である場合には」に改め、同条第三項中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改め、同条第四項中「甲」を「発注者」に改め、同条第五項中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改める。

様式第１号の第四十六条第１項中「乙」を「受注者」に、「責」を「責め」に、「甲」を「発注者」に改め、同条第三項中「甲」を「発注者」に、「責」を「責め」に、「乙」を「受注者」に改める。

様式第１号の第四十七条の見出し中「甲」を「発注者」に改め、同条第１項中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に、「契約」を「この契約」に改め、同条第二項中「責」を「責め」に改め、同条第三項中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に、「契約」を「この契約」に改め、同条第四項第四号中「第50条の２各号」を「第50条の２第１項各号」に改め、同条第五号中「前４号」を「前各号」に、「契約」を「この契約」に改め、同項第六号中「契約」を「この契約」に改め、同条第三項中「契約」を「この契約」に、「乙」を「受注者」に、「甲」を「発注者」に改め、同条第三項中「甲」を「発注者」に、「違約金」を「前項の違約金」に改める。

様式第１号の第四十七条の二第１項中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に、「契約」を「この契約」に改め、同項各号及び同条第二項中「乙」を「受注者」に改める。

様式第１号の第四十八条第１項中「甲」を「発注者」に、「契約」を「この契約」に改め、同条第二項中「甲」を「発注者」に、「契約」を「この契約」に、「乙」を「受注者」に改める。

様式第１号の第四十九条の見出し中「乙」を「受注者」に改め、同条第１項中「乙」を「受注者」に、「契約」を「この契約」に改め、同項第三号中「甲」を「発注者」に、「契約」を「この契約」に改め、同条第二項中「乙」を「受注者」に、「契約」を「この契約」に、「甲」を「発注者」に改める。

様式第１号の第五十条第１項中「甲」を「発注者」に、「契約」を「この契約」に、「乙」を「受注者」に、「この契約」を「乙」を「受注者」に、「第48条又は前条」を「前２条」に、「甲」を「発注者」に改め、同条第四項中「N」を「受注者」に、「契約」を「この契約」に、「甲」を「発注者」に改め、同条第五項中「乙」を「受注者」に、「契約」を「この契約」に、「甲」を「発注者」に改め、同条第六項中「乙」を「受注者」に、「契約」を「この契約」に、「甲」を「発注者」に改め、同条第七項中「乙」を「受注者」に、「取り片付け」を「取片付け」に、「甲」を「発注者」に改め、同条第八項中「乙」を「受注者」に、「契約」を「この契約」に、「甲」を「発注者」に、「第48条又は前条」を「前２条」に改める。

様式第１号の第五十条の二第１項中「乙」を「受注者」に、「甲」を「発注者」に改め、同項第五号中「乙」を「受注者」に、「第96条の３」を「第96条の６」に改め、同条第二項中「乙」を「受注者」に、「甲」を「発注者」に改める。

様式第１号の第五十１条第１項中「乙」を「受注者」に、「本条」を「この条」に改め、同条第二項中「乙」を「受注者」に、「甲」を「発注者」に改め、同条第三項中「乙」を「受注者」に、「甲」を「発注者」に改める。

様式第１号の第五十二条第１項中「乙」を「受注者」に、「甲」を「発注者」に改め、同条第二項中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改める。

様式第１号の第五十三条第１項中「甲乙協議」を「発注者と受注者とが協議」に、「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に、「甲乙間」を「発注者と受注者との間」に改め、「以下」の次に「次条において」を加え、同条第二項中「乙」を「受注者」に、「甲」を「発注者」に改める。

様式第１号の第五十四条中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に、「前条」を「同条」に改める。

様式第１号の第五十五条中「甲乙協議」を「発注者と受注者とが協議」に改める。

様式第二号中「当事者」を「発注者及び受注者が」に、「請負者」を「受注者」に改める。